

# 住所異動などの 届け出は忘れずに!

就職・進学・転勤などで、住所異動の多い時期になります。  
住所などを異動したときは、住民異動の手続きにあわせて、国民健康保険や年金などの手続きも必要になりますので、必ず手続きをしてください。  
問い合わせ先 市民課 ( ☎0848⑥76047 ㊟0848⑥76062 )

届出内容	必要な物
市外に転出する人	印鑑、本人確認ができる物 国保被保険者証.....国保加入者 老人医療受給者証.....老人医療の受給者 介護保険被保険者証.....65歳以上の人、40歳から64歳までで認定を受けている人
市外から転入した人 転入した日から14日以内に届け出をしてください	印鑑、本人確認ができる物 転出証明書.....前住所地の市区町村発行の物 負担区分等証明書.....老人医療の受給者 介護保険受給資格証明書...介護保険の認定を受けている人 年金証書.....年金を受給している人
市内で転居した人 転居した日から14日以内に届け出をしてください	印鑑、本人確認ができる物 国保被保険者証.....国保の加入世帯 老人医療受給者証.....老人医療の受給者 介護保険被保険者証.....65歳以上の人、40歳から64歳までで認定を受けている人 年金証書.....年金を受給している人
世帯主の変更 変更があった日から14日以内に届け出をしてください	印鑑 国保被保険者証.....国保の加入世帯



**各種証明書は自動交付機**  
3・4月は、市民課の窓口が大変混み合います。  
住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書などは、土・日曜日も利用できる自動交付機が便利です。  
3月4日(土)・21日(火)、4月29日(土)を除きます。  
問い合わせ先 市民課( ☎0848⑥76047 ㊟0848⑥76062 )

**国民年金について**  
4月から、国民年金保険料は月額13,860円になります。  
**保険料の口座割り引**  
保険料を口座振替で前納(一括払い)をすると、年額3,420円の割り引きになります。希望する人は、早めに申し込みをしてください。  
すでに口座振替での前納をしている人は、届け出の必要はありません。  
毎月の口座振替を早割(当月保険料の当月末引落し)にすると、毎月40円割り引きとなります。  
すでに口座振替を利用していても、別途届け出が必要ですが、お問い合わせ先  
三原社会保険事務所( ☎0848⑥4111 )

## 引越しの際には、 水道局への届け出を

引越しが決まったら、早めに水道局まで連絡してください。  
その際には、次のことを知らせてください。



市内で転居するとき、市外に転出するとき	届け出に必要なもの 水栓番号、現住所、名前、転居する日、転居先の住所、電話番号 連絡がないと、使用していても基本料金がかかります。 市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は手続きのときに申し出てください。
市外から転入したとき	届け出に必要なもの 新住所、名前、電話番号、使用を開始する日

手続きは、インターネットでも受け付けています。  
問い合わせ先 水道局営業課 ( ☎0848⑥42243 ㊟0848⑥42135 )  
☎ <http://www.mihara-waterworks.jp/>